

アルコールチェック記録表

対象月： 年 月 ／ 事業所名： ／ 安全運転管理者：

[illegible]

この用紙は 1 枚に 12 件です。必要な枚数を印刷してお使いください。列の意味は 2 ページ目にあります。

記録は 1 年間保存（道路交通法施行規則 第九条の十 第七号）

「運転前・運転後」は法定の記録項目ではありません。酒気帯び確認は、運転を含む業務の開始前や出勤時、終了後や退勤時に行うことで足りるとされているため、どちらの確認かを分けて書けるようにした欄です。

出典：警察庁「安全運転管理者の業務の拡充等」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html> / 警察庁「安全運転管理者による酒気帯び確認に関する Q&A」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisky/pdf/QA.pdf>

本シートは記入例であり、法令の解釈・審査の結果を保証するものではありません。

アルコールチェック記録表 列の意味

この表の 9 列のうち 8 列は、警察庁「安全運転管理者による酒気帯び確認に関する Q&A」が、記録し 1 年間保存すべき内容として挙げている次の 8 項目です。原文のまま載せます。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者の氏名
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- (6) 運転者の酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

表の見出しは、記入欄を広く取るために (3) を「自動車登録番号等」、(5) を「確認の方法」と短くしています。ほかの 6 つは上の原文のままです。

「確認の方法」の欄について

「確認の方法」は、記入される方がご自身でお書きください（この欄は空欄でお渡ししています）。

警察庁の Q&A は、確認の方法についてこう書いています —— 「酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる方法で実施することができます。」

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

出典：警察庁「安全運転管理者の業務の拡充等」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html> ／ 警察庁「安全運転管理者による酒気帯び確認に関する Q&A」 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/ankenuntenkanrisya/pdf/QA.pdf>

本シートは記入例であり、法令の解釈・審査の結果を保証するものではありません。